

北海道公立大学法人札幌医科大学組織規程（平成 19 年 4 月 1 日規程第 6 号）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、北海道公立大学法人札幌医科大学定款（以下「定款」という。）第 17 条第 2 項及び第 26 条の規定に基づき、北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する札幌医科大学（以下「大学」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

（理事長選考会議）

第 3 条 法人に、理事長選考会議を置く。

2 理事長選考会議に関し必要な事項については、理事長選考会議の定めるところによる。

（法人の組織）

第 4 条 法人に、別表第 1 に定める事務を分掌する組織を置く。

2 前項の組織に関し必要な事項については、別に定めるところによる。

（学部）

第 5 条 大学に、医学部及び保健医療学部を置く。

2 学部に関し必要な事項については、別に定めるところによる。

（医療人育成センター）

第 5 条の 2 大学に、医療人育成センターを置く。

2 医療人育成センターに関し必要な事項については、別に定めるところによる。

（大学院）

第 6 条 大学に、大学院を置く。

2 大学院に、医学研究科及び保健医療学研究科を設ける。

3 大学院及び研究科に関し必要な事項については、別に定めるところによる。

（専攻科）

第 6 条の 2 大学に、専攻科を置く。

2 専攻科に関し必要な事項については、別に定めるところによる。

（大学の附属施設）

第 7 条 大学に、法令等に定める附属施設として、病院、総合情報センター及び研究連携推進機構を置く。

2 前項の附属施設のほか、地域医療研究教育センター及び感染症教育・支援センターを置く。

（医学部の附属施設等）

第 8 条 医学部に、附属施設として、研究所を置く。

2 医学部に、教育研究機器センター、動物実験施設部及びサージカルトレーニングセンターを置く。

（教授会）

第 9 条 学部及び医療人育成センターに、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項については、別に定めるところによる。

（研究科委員会）

第 10 条 研究科に、研究科の重要事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項については、別に定めるところによる。

（大学院委員会）

第 11 条 学長は、前条に規定する研究科委員会の審議事項のうち、医学研究科及び保健医療学研究科に共通する事項を審議する必要があると認めた場合は、大学院委員会を開くことができる。

2 大学院委員会に関し必要な事項については、別に定めるところによる。

(専攻科運営委員会)

第 11 条の 2 専攻科に、専攻科運営委員会を置く。

2 専攻科運営委員会に関し必要な事項については別に定めるところによる。

(事務局、学生部、保健管理センター、国際交流部及び地域医療研究教育センター)

第12条 大学に事務局、学生部、保健管理センター、国際交流部及び統合 I R センターを置く。

(寄附講座等)

第 12 条の 2 大学又は学部寄附講座、寄附研究部門又はこれらに相当する組織（以下「寄附講座等」という。）を設けることができる。

2 寄附講座等に関し必要な事項については、別に定めるところによる。

(内部組織)

第 13 条 第 5 条から第 8 条及び第 12 条の規定により設置する大学の組織の名称及びそれぞれの分掌事務は、別表第 2 のとおりとする。

(係の設置)

第 14 条 前条に規定する内部組織の事務を分掌させるため、当該組織に係を置くことができる。

2 係に関し必要な事項については、別に定めるところによる。

(副理事長及び理事の担当等)

第 15 条 副理事長及び理事の担当及び所掌事務は理事長が定める。

(職及びその職務)

第 16 条 法令の定めにより、大学に置く職及びその職務は、別表第 3 のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、別表第 4 の表の左欄に掲げる組織に同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。なお、別表第 4 中の研究科長については、医学研究科長にあつては医学部長を、保健医療学研究科長にあつては保健医療学部長を、専攻科長については保健医療学部長をもって充てる。

3 前 2 項に定めるもののほか、別表第 5 の表の左欄に掲げる組織に同表の中欄に掲げる職を置くことができる。その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

4 前 3 項に定めるもののほか、必要に応じて別表第 6 及び第 7 の表の左欄に掲げる職を置く。その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(各種委員会)

第 17 条 法人及び大学に、必要に応じ、運営、教育研究等に関する事項を審議するため、委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項については、別に定めるところによる。

(委任)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、法人の組織に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 19 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる附属病院の部の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、当該右欄に掲げる附属病院の部の相当の職員となるものとする。

機器診断部	検査部
-------	-----

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に辞令を発せられないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられたものとする。

附属病院検査部一般検査係長	附属病院検査部尿検査係長
附属病院検査部機器検査第一係長	附属病院検査部超音波検査係長
附属病院検査部機器検査第二係長	附属病院検査部生理機能検査係長

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 20 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 5 条第 1 項に規定する組織の別表第 4 の項の改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる附属病院の室の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、当該右欄に掲げる附属病院の部の相当の職員となるものとする。

感染管理室	感染制御部
-------	-------

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる附属病院の室の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、当該右欄に掲げる附属病院の部の相当の職員となるものとする。

医療安全推進室	医療安全推進部
---------	---------

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる部署の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、当該右欄に掲げる部署の相当の職員となるものとする。

企画管理部総務課（財産管理グループ及び営繕グループの職員である者に限る）	企画管理部管財課
学務事務部学務課（教務グループのうち主査（医学部）の職務に係る者に限る）	医学部兼学務事務部学務課
学務事務部学務課（教務グループのうち主査（保健医療学部）の職務に係る者に限る）	保健医療学部兼学務事務部学務課
病院事務部病院課（病院経営グループのうち主査（病院経営）の職務に係る者に限る）	附属病院病院経営・管理部
附属病院臨床工学室	附属病院臨床工学部

附属病院診療情報室（主査の職務に係る者に限る）	附属病院病院経営・管理部
-------------------------	--------------

附 則（平成 24 年 4 月 1 日規程第 58 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 8 月 30 日規程第 66 号）

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規程第 21 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる部署の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、当該右欄に掲げる部署の相当の職員となるものとする。

事務局病院事務部病院課（栄養管理及び患者に対する給食に関する業務を処理すべきこととされている者に限る。）	附属病院医療連携・総合相談センター
事務局病院事務部患者サービスセンター	附属病院医療連携・総合相談センター

附 則（平成 26 年 3 月 25 日規程第 25 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる部署の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、当該右欄に掲げる部署の相当の職員となるものとする。

事務局企画管理部総務課	事務局総務課
事務局企画管理部管財課	事務局管財課
事務局企画管理部経営企画課	事務局経営企画課
事務局企画管理部経営企画課財務室	事務局経営企画課財務室
事務局学務事務部学務課	事務局学務課
事務局学務事務部学務課入試室	事務局学務課
事務局病院事務部病院課	事務局病院課
事務局病院事務部医事センター	事務局医事センター
事務局病院事務部業務課	附属病院病院経営・管理部
医学部（教務係の職務にある者に限る。）	事務局学務課
保健医療学部（教務係の職務にある者に限る。）	事務局学務課

- 3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に辞令を発せられない者は、引き続き当該右欄の職に命ぜられたものとする。

事務局病院事務部医事センター主幹	事務局医事センター副センター長
附属総合情報センター副所長	附属総合情報センター副センター長

附 則（平成 26 年 9 月 26 日規程第 58 号）

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 23 日規程第 10 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる部署の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、当該右欄に掲げる部署の相当の職員となるものとする。

事務局病院課（病院管理係、企画調整係、臨床研修係（医師派遣の職務に係る主査を含む。）に限る。）	附属病院病院課
事務局医事センター医事係	附属病院医事相談センター医事係
附属病院病院経営・管理部病院経営係	附属病院経営管理部経営管理課経営管理係
附属病院病院経営・管理部業務係	附属病院経営管理部経営管理課業務係
医療安全推進部（主幹を除く。）	医療安全部
附属病院医療連携・総合相談センター相談係	附属病院医事相談センター 相談係
附属病院医療連携・総合相談センター（医療連携係及び退院支援係に限る。）	附属病院医療連携センター
附属病院医療連携・総合相談センター栄養管理係	附属病院栄養管理センター栄養係

- 3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に辞令を発せられない者は、引き続き当該右欄の職に命ぜられたものとする。

監査室主幹	監査室副室長
事務局総務課主幹	事務局総務課副課長
事務局管財課主幹	事務局管財課副課長
事務局経営企画課主幹	事務局経営企画課副課長
事務局経営企画課財務室主幹	事務局経営企画課財務室副室長
事務局学務課主幹	事務局学務課副課長
事務局病院課主幹	附属病院病院課副課長
医事センター副センター長	医事相談センター副センター長
附属病院病院経営・管理部主幹	附属病院経営管理部経営管理課副課長
附属病院医療安全推進部主幹（看護職を除く。）	附属病院医療安全部主任技師
附属病院医療連携・総合相談センター主幹（患者サービスの職務に係る主幹に限る。）	附属病院医事相談センター副センター長
附属病院医療連携・総合相談センター主幹（医療連携及び退院支援の職務に係る主幹に限る。）	附属病院医療連携センター副センター長
附属病院医療連携・総合相談センター主幹（栄養管理及び給食の職務に係る主幹に限る。）	附属病院栄養管理センター副センター長
事務局病院課主査（会計の職務に係る主査に限る。）	附属病院経営管理部経営管理課主査

事務局医事センター主査（診療報酬の職務に係る主査に限る。）	附属病院医事相談センター主査
附属病院病院経営・管理部主査（備品の職務に係る主査に限る。）	附属病院経営管理部経営管理課主査
附属病院医療連携・総合相談センター主査（訴訟の職務に係る主査に限る。）	附属病院病院課主査
附属病院医療連携・総合相談センター主査（栄養管理の職務に係る主査に限る。）	附属病院栄養管理センター主査

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規程第 19 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日規程第 36 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる部署の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、当該右欄に掲げる部署の相当の職員となるものとする。

附属病院経営管理部経営管理課経営管理係	附属病院医事経営管理部医事経営課経営管理係
附属病院経営管理部経営管理課主査（診療情報）付	附属病院医事経営管理部医事経営課主査（診療情報）付
附属病院経営管理部経営管理課業務係	附属病院医事経営管理部医事経営課業務係
附属病院医事相談センター医事係	附属病院医事経営管理部医事経営課医事係
附属病院医事相談センター相談係	附属病院医療連携福祉センター相談係
附属病院医療連携センター医療連携係	附属病院医療連携福祉センター医療連携係
附属病院医療連携センター退院支援係	附属病院医療連携福祉センター退院支援係

- 3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に辞令を発せられない者は、引き続き当該右欄の職に命ぜられたものとする。

附属病院経営管理部経営管理課副課長	附属病院医事経営管理部医事経営課副課長
附属病院医事相談センター副センター長（医事の職務に係る副センター長に限る。）	附属病院医事経営管理部医事経営課副課長
附属病院医事相談センター副センター長（相談の職務に係る副センター長に限る。）	附属病院医療連携福祉センター副センター長
附属病院医療連携福祉センター副センター長	附属病院医療連携福祉センター副センター長
附属病院経営管理部経営管理課経営管理係長	附属病院医事経営管理部医事経営課経営管理係長
附属病院経営管理部経営管理課業務係長	附属病院医事経営管理部医事経営課業務係長
附属病院経営管理部経営管理課主査	附属病院医事経営管理部医事経営課主査
附属病院医事相談センター医事係長	附属病院医事経営管理部医事経営課医事係長
附属病院医事相談センター相談係長	附属病院医療連携福祉センター相談係長
附属病院医事相談センター主査（診療報酬の職務に係る主査に限る。）	附属病院医事経営管理部医事経営課主査

附属病院医事相談センター主査（がん看護相談の職務に係る主査に限る。）	附属病院医療連携福祉センター主査
附属病院医事相談センター主査（診療報酬の職務に係る主査に限る。）	附属病院医事経営管理部医事経営課主査
附属病院医療連携センター医療連携係長	附属病院医療連携福祉センター医療連携係長
附属病院医療連携センター退院支援係長	附属病院医療連携福祉センター退院支援係長

附 則（平成 29 年 9 月 28 日規程第 57 号）
この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日規程第 31 号）
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 20 日規程第 48 号）
この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 20 日規程第 17 号）
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日規程第 6 号）
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日規程第 31 号）
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 11 月 30 日規程第 69 号）
この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 30 日規程第 31 号）
この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日規程第 39 号）
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 10 月 23 日規程第 61 号）
この規程は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 11 月 21 日規程第 66 号）
この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 25 日規程第 27 号）
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 26 日規程第 29 号）
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 26 日規程第 80 号）
この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 24 日規程第 19 号）
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 4 条関係）

組織	分掌事務
監査室	(1) 監事監査に関すること。 (2) 会計監査人監査に関すること。 (3) 法人及び大学の内部監査に関すること。 (4) 指名選考委員会に関すること。 (5) 競争入札参加資格者に関すること。

別表第2（第13条関係）

組織	分掌事務
事務局	法人及び大学の庶務、財務等に関すること。
総務課	(1) 献体に関すること。 (2) 学内の取締りその他構内の管理に関すること。 (3) 校舎等の管理に関すること。 (4) 庶務に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。 (5) 人事、労務管理に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。 (6) 法人及び大学の組織に関すること。 (7) 公印及び文書の管理に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。 (8) 訟務に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。 (9) 給与等に関すること。 (10) 情報ネットワークシステムの運用及び管理に関すること。 (11) 図書・学術雑誌の収集、管理及び提供に関すること。 (12) 文献の検索及び提供に関すること。 (13) 各種医学情報データベースの利用指導に関すること。 (14) 文献の複写及び貸借に関すること。 (15) 附属総合情報センターの維持及び運営に関すること。 (16) その他他課の主管に属しないこと。
情報推進室	総務課の事務分掌のうち、情報ネットワークシステムの運用及び管理、図書・学術雑誌の収集、管理及び提供、文献の検索及び提供、各種医学情報データベースの利用指導、附属情報センターの維持及び運営に関すること。
管財課	(1) 財産の取得、管理及び処分に関すること。 (2) 校舎等の営繕に関すること。 (3) 校用の電気、用水、ガス及び暖房の管理に関すること。 (4) 校用のエネルギー対策に関すること。 (5) 校用の有線通信に関すること。 (6) 防火設備の管理に関すること。 (7) 施設の整備計画に関すること。 (8) 物品に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。 (9) 施設管理に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。 (10) その他財産事務に関すること。
経営企画課	(1) 法人及び大学の事務一般の企画及び総合調整に関すること。 (2) 法人及び大学の規則の制定及び改廃に関すること。 (3) 国際・学術交流に関すること。 (4) 役員会に関すること。 (5) 経営審議会に関すること。 (6) 教育研究評議会に関すること。 (7) 中期目標、中期計画に関すること。 (8) 広報に関すること。 (9) 法人及び大学の評価に関すること。 (10) 統合IRセンターに関すること。 (11) 法人の予算に関すること。 (12) 決算に関すること。

	(13) 収入及び支出に関すること。 (14) 現金及び有価証券の出納保管に関すること。 (15) 債権の管理に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
財務室	経営企画課の事務分掌のうち、経営審議会、法人の予算、決算、収入、支出、現金及び有価証券の出納保管、債権の管理に関すること。
学務課	(1) 学生の募集、入学、休学、転学、退学及び卒業に関すること。 (2) 学籍に関すること。 (3) 教育課程、学科目の配当及び授業時間割に関すること。 (4) 授業及び試験の実施に関すること。 (5) 学業成績に関すること。 (6) 学生の請願届及び諸証明に関すること。 (7) 学生の団体、集会、掲示、印刷物等に関すること。 (8) 学生の賞罰に関すること。 (9) 研究生、委託生、聴講生及び外国学生に関すること。 (10) 授業料及び攻究料の減免又は分納に関すること。 (11) 奨学生の推薦その他奨学金に関すること。 (12) 医療人育成センターの運営に関すること。 (13) 公開講座に関すること。 (14) 講堂、標本館、語学演習室及び体育施設の管理に関すること。 (15) 研究科委員会に関すること。 (16) 専攻科に関すること。 (17) 学生部に関すること。 (18) 保健管理センターに関すること。 (19) 教授会に関すること。 (20) 地域医療研究教育センターに関すること（卒前教育に関すること。）。 (21) 附属感染症医療教育・支援センターに関すること（認定看護教育に関すること。）。
研究支援課	(1) 産学官連携に関すること。 (2) 地域連携に関すること。 (3) 科学研究費助成事業に関すること。 (4) 受託研究及び共同研究に関すること。 (5) 治験事務に関すること（他部課等の主管に属するものを除く。）。 (6) 寄附金に関すること。 (7) 知的財産の管理及び活用に関すること。 (8) 地域医療研究教育センターに関すること（研究に関すること。）。 (9) 附属研究所に関すること。 (10) 附属研究連携推進機構に関すること。 (11) 附属病院臨床研究支援センターに関すること。 (12) 附属病院治験センターに関すること。
学生部	学生の厚生補導その他学務に関すること。
保健管理センター	学生の健康の保持増進に関すること。
国際交流部	大学の国際交流に関すること。
統合 I R セン	(1) 法人及び大学の運営の方針策定、推進及び改善に資するデータ及び情報の

ター		収集、管理、分析に関すること。 (2) 法人及び大学の活動の点検、評価等に資するデータ及び情報の提供に関すること。
附属病院		学生の実地指導及び研究並びに道民の診療を行うこと。
	病院課	(1) 附属病院に係る公印の管守に関すること。 (2) 附属病院に係る文書の收受、発送、保存等に関すること。 (3) 附属病院の業務に係る労務管理に関すること。 (4) 附属病院内の取締り、当直その他院内の管理に関すること。 (5) 診療科に関すること。 (6) 医療関係訴訟事務に関すること。 (7) 地域医療研究教育センターに関すること（卒後教育に関すること。）。 (8) その他附属病院他課の主管に属しないこと。
	医事課	(1) 附属病院における診療録及び診療情報の管理及び分析に関すること。 (2) 診療の受付に関すること。 (3) 患者の入退院に関すること。 (4) 各種保険給付の取扱いに関すること。 (5) 診療料及び文書料の納入に関すること。 (6) 医薬材料及び医療機器に関すること（他部課等の主管に属するものを除く。）。 (7) 物品に関すること（他部課等の主管に属するものを除く。）。
	経営戦略部	附属病院の経営戦略に関すること。
	経営戦略部 改革推進課	(1) 附属病院の組織に関すること。 (2) 附属病院の経営全般に係る企画、立案に関すること。 (3) 附属病院に係る予算に関すること。
	消化器内科 免疫・リウマチ内科 循環器内科 代謝内分泌・腎臓内科 呼吸器・アレルギー内科 腫瘍内科 血液内科 脳神経内科 消化器外科 乳腺・内分泌外科 心臓血管外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科	(1) 患者の診療及び救護に関すること。 (2) 保健指導に関すること。 (3) 学用患者に関すること。 (4) 病理解剖に関すること。 (5) 診療録の保管に関すること。 (6) 診療諸室の管理に関すること。 (7) 医事統計及び報告に関すること。 (8) 臨床研修医の教育指導に関すること。

神経再生医 療科 婦人科 産科周産期 科 小児科 眼科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 耳鼻咽喉科 神経精神科 放射線治療 科 放射線診断 科 麻酔科 総合診療科 歯科口腔外 科 リハビリテ ーション科 遺伝子診療 科 感染症内科	
薬剤部	(1) 調剤及び製薬に関すること。 (2) 薬品及び衛生用品の保管に関すること。 (3) 薬品及び飲食物の試験に関すること。 (4) 処方箋（せん）の保管に関すること。 (5) 医薬品情報の提供に関すること。 (6) 薬事統計及び報告に関すること。
検査部	(1) 患者の診療に係る検体諸検査及び診断に関すること。 (2) 患者の診療に係る生理学的検査、非エックス線性映像診断に関すること。 (3) 検査諸室の管理に関すること。 (4) 検査記録の整理及び保管に関すること。
病理部	(1) 患者の診療に係る病理学的検査及び診断に関すること。 (2) 検査諸室の管理に関すること。 (3) 検査記録の整理及び保管に関すること。
放射線部	(1) 放射線による検査及び治療に関すること。 (2) 磁気共鳴装置による検査に関すること。 (3) 放射線及び磁気共鳴諸室の管理に関すること。 (4) 放射線及び磁気共鳴装置に係る諸記録の整理及び保管に関すること。 (5) 附属病院における放射性同位元素の使用管理に関すること。 (6) 診断画像データの保管及び管理に関すること。

	(7) 放射線情報システム（RIS）に関すること。 (8) 附属病院における放射線被ばく管理に関すること。 (9) 附属病院における放射線の障害防止に関すること。
手術部	(1) 手術に関すること。 (2) 手術室の管理に関すること。 (3) 手術記録の整理及び保管に関すること。
医療材料部	(1) 医療材料の管理、整備、滅菌、消毒及び受払いに関すること。 (2) 医療材料諸室の管理に関すること。 (3) 医療材料に係る諸記録の整理及び保管に関すること。
リハビリテーション部	(1) 患者のリハビリテーションに関すること。 (2) リハビリテーション諸室の管理に関すること。 (3) リハビリテーションに係る諸記録の整理及び保管に関すること。
高度救命救急センター	(1) 救急治療に関すること。 (2) 救急治療用の器具及び材料の整備及び保管に関すること。 (3) その他救急治療患者に関すること。 (4) 救急治療諸室の管理に関すること。
集中治療部	(1) 集中治療に関すること。 (2) 集中治療用の器具及び材料の整備及び保管に関すること。 (3) その他集中治療患者に関すること。 (4) 集中治療諸室の管理に関すること。
医療安全部	(1) 附属病院における医療事故の防止及び医療の安全推進に関すること。 (2) 医療安全諸室の管理に関すること。 (3) 医療安全に係る諸記録の整理及び保管に関すること。
感染制御部	(1) 附属病院における院内感染対策の業務に関する企画立案、評価及び指導に関すること。 (2) 感染制御諸室の管理に関すること。 (3) 感染制御に係る諸記録の整理及び保管に関すること。
臨床工学部	(1) 診療の補助としての生命維持管理装置の操作に関すること。 (2) 生命維持管理装置の保守点検に関すること。
看護部	(1) 看護及び診療補助に関すること。 (2) 看護部職員の勤務配置に関すること。 (3) 看護職員室の管理に関すること。 (4) 看護学生の教育及び実習指導に関すること。 (5) 病室に関すること。 (6) 患者の生活指導に関すること。
医療連携福祉センター	(1) 医療社会事業に関すること。 (2) 患者の相談に関すること。 (3) 病院ボランティアに関すること。 (4) ファミリーハウスに関すること。 (5) 地域医療連携に関すること。 (6) 患者の入退院支援に関すること。
栄養管理センター	(1) 栄養・給食管理に関すること。
臨床研修・	(1) 卒後臨床研修に関すること。

医師キャリア支援センター	(2) 臨床研修医に関すること。 (3) 医師キャリア形成支援に関すること。 (4) 女性医師等就労支援に関すること。
看護キャリア支援センター	(1) 看護師のキャリア支援に関すること。
医療情報部	(1) 医療情報統合システムに関すること。
臨床研究支援センター	(1) 臨床研究の支援に関すること。
治験センター	治験の実施及び支援に関すること。
画像診断センター	(1) CT、MRI及び核医学等の読影に関すること。 (2) 読影業務の委託に関すること。 (3) 院内読影体制整備に関すること。 (4) 遠隔読影システムの研究開発に関すること。
附属総合情報センター	(1) 大学の情報化に係る企画及び総合調整に関すること。 (2) 情報ネットワークシステムの調査、研究及び開発に関すること。
附属研究連携推進機構	(1) 本学の研究に係る戦略的推進に関すること。 (2) 産学官連携に関すること。 (3) 地域連携に関すること。 (4) 研究者の支援に関すること。 (5) 利益相反の審査に関すること。 (6) 勤務発明の審査に関すること。 (7) 研究及び産学官・地域連携に係る外部資金に関すること。
地域医療研究教育センター	(1) 地域医療に関する研究に関すること。 (2) 地域医療に貢献できる人材育成のための教育に関すること。
感染症医療教育・支援センター	(1) 感染症関連医療資格の取得支援に関すること。 (2) 感染症関連医療従事者の育成に関すること。 (3) 感染症に関する情報提供に関すること。 (4) 感染症に関する人材派遣に関すること。
附属研究所	先端医学研究に関すること。
教育研究機器センター	医学部の共同研究施設の管理運営及び研究支援に関すること。
動物実験施設部	医学部の動物実験施設の管理運営等に関すること。
カダバーセンター	医学部のサージカルトレーニング等の管理運営等に関すること。

別表第 3（第 16 条関係）

職名	職務
学長	校務をつかさどり、所属職員を統督する。
教授	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
准教授	教授に準ずる職務に従事する。
講師	教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
助教	教授、准教授又は講師に準ずる職務に従事する。
助手	教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

別表第4（第16条関係）

組織		職名	職務
学部		学部長	学長の命を受け、学部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		副学部長	学部長を補佐し、学部の事務を整理する。
医療人育成センター		センター長	学長の命を受け、医療人育成センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		副センター長	センター長を補佐し、医療人育成センターの事務を整理する。
附属病院		病院長	学長の命を受け、附属病院の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		副院長	病院長を補佐し、附属病院の事務を整理する。
		病院事務長	病院長を補佐し、附属病院の事務を整理する。（附属病院の事務のうち、事務局長の掌理する事務については、事務局長の指揮監督を受ける。）
附属病院	診療科	科長	上司の命を受け、診療科の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		部長補佐	部長を補佐し、部の特定の事務を整理する。
		副部長	部長を補佐し、部の事務を整理する。
	センター	センター長	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		副センター長	センター長を補佐し、センターの事務を整理する。（医療連携福祉センター副センター長は、医療連携福祉センターの事務のうち、医療連携福祉係の掌理する事務については、病院事務長の指揮監督を受ける。）
	看護部	看護部長	上司の命を受け、担任の看護業務を処理する。
事務局		事務局長	学長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		次長	事務局長を補佐し、事務局の事務を整理する。（附属病院に係るものを除く。また、事務局の事務のうち、学部長、医療人育成センター長、学生部長、保健管理センター長及び国際交流部長の掌理する事務については、学部長、医療人育成センター長、学生部長及び国際交流部長の指揮監督を受ける。）
学生部		部長	学長の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		副部長	部長を補佐し、部の事務を整理する。
保健管理センター		センター長	学長の命を受け、保健管理センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		副センター長	センター長を補佐し、保健管理センターの事務を整理する。
国際交流部		部長	学長の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

統合 I R センター		センター長	学長の命を受け、統合 I R センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		副センター長	センター長を補佐し、統合 I R センターの事務を整理する。
地域医療研究教育センター		センター長	学長の命を受け、地域医療研究教育センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		副センター長	センター長を補佐し、地域医療研究教育センターの事務を整理する。
感染症医療教育・支援センター		センター長	学長の命を受け、感染症医療教育・支援センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		副センター長	センター長を補佐し、感染症医療教育・支援センターの事務を整理する。
課、室		課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		室長	上司の命を受け、室の事務を掌理する。
		参事	上司の命を受け、課の事務の一部に従事するとともに、関係事務を整理する。
		副課長	上司を補佐し、当該組織の事務を整理する。
		副室長	上司を補佐し、当該組織の事務を整理する。
		主幹	上司を補佐し、当該組織の主管に属する特定の事務を整理する。
		主任司書	上司の命を受け、事務局総務課情報推進室の専門的事務を整理する。
		主査	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務を処理する。
係		係長	上司の命を受け、係の事務を処理し、掌理する。
医学部	講座	教授	上司の命を受け、担当の講座の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		附属研究所	研究所長
	教育研究機器センター	センター長	上司の命を受け、教育研究機器センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		部門長	上司の命を受け、部門の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		副部門長	部門長を補佐し、部門の事務を整理する。
	動物実験施設部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		副部長	部長を補佐し、部の事務を整理する。
	カダバーセンター	センター長	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		副センター長	センター長を補佐し、センターの事務を整理する。
部門長		上司の命を受け、部門の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	

保健 医療 学部	学科	学科長	上司の命を受け、担任の学科の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
医療 人育 成セ ンタ ー	部門	部門長	上司の命を受け、部門の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		副部門長	部門長を補佐し、部門の事務を整理する。
附属総合情報セン ター		センター長	学長の命を受け、附属総合情報センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		室長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
附属研究連携推進 機構		機構長	学長の命を受け、附属研究連携推進機構の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		副機構長	機構長を補佐し、附属研究連携推進機構の事務を整理する。
		部門長	上司の命を受け、部門の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
大学の大学院の研 究科		研究科長	研究科に関する事務を整理し、所属職員を指揮監督する。
専攻科		専攻科長	専攻科に関する事務を整理し、所属職員を指揮監督する。

別表第5（第16条関係）

組織		職名	職務
医学部	附属研究所	副所長	所長を補佐し、研究所の事務を整理する。
	教育研究機器センターの部門	主任写真技師	上司の命を受け、部門の専門の技師に関し、部門長を補佐する。
		主査	上司の命を受け、教育研究機器センターの部門の主管に属する特定の事務を処理する。
	動物実験施設部	主任技師	上司の命を受け、部の専門の技術に関し、部長を補佐する。
		主査	上司の命を受け、部の主管に属する特定の事務を処理する。
附属病院	診療科	医長	上司の命を受け、担任の診療業務を処理する。
	薬剤部	薬剤主任	上司の命を受け、部の専門の技術に関し、部長を補佐する。
	検査部 病理部 放射線部 リハビリテーション部 医療安全部 臨床工学部	主任技師	上司の命を受け、部の専門の技術に関し、部長を補佐する。
	看護部	看護師長	上司の命を受け、担任の看護業務を処理する。
		副看護師長	看護師長を補佐し、担任の看護業務を処理する。
	部、センター	看護師長	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務を処理する。
		主査	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務を処理する。

		副看護師長	上司の命を受け、当該組織の特定の業務を処理する。
	課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
		副課長	上司を補佐し、課の事務を整理する。
		主査	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務を処理する。
	係	係長	上司の命を受け、係の事務を処理し、掌理する。
附属総合情報センター		副センター長	センター長を補佐し、附属総合情報センターの事務を整理する。
		主任司書	上司の命を受け、附属総合情報センターの専門的事務を整理する。
附属研究連携推進機構		部門長	上司の命を受け、部門の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
感染症医療教育・支援センター		部門長	上司の命を受け、部門の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

別表第6（第16条関係）

職名	職務
調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務に従事する。
調整幹	上司の命を受け、特定の業務に係る企画及び連絡調整等に関する事務を処理するとともに、職員の指導、支援、助言等に関する事務に従事する。
指導主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。
専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。
主任	上司の命を受け、担任の事務を処理する。
指導主任精神保健福祉士	上司の命を受け、担任の精神保健福祉士業務を処理するとともに、主任精神保健福祉士等の指導等に関する事務に従事する。
主任精神保健福祉士	上司の命を受け、担任の精神保健福祉業務を処理する。
指導専門員	上司の命を受け、担任の専門的業務に従事するとともに、専門員等の指導等に関する事務に従事する。
指導主任公認心理師	上司の命を受け、担任の公認心理師業務を処理するとともに、主任公認心理師等の指導等に関する事務に従事する。
主任公認心理師	上司の命を受け、担任の公認心理師業務を処理する。
専門員	上司の命を受け、担任の専門的業務に従事する。
指導技術専門員	上司の命を受け、担任の技術に関する専門的業務に従事するとともに、技術専門員等の指導等に関する事務に従事する。
技術専門員	上司の命を受け、担任の技術に関する専門的業務に従事する。
指導理療専門員	上司の命を受け、担任の理療等に関する専門的業務に従事するとともに、理療専門員等の指導等に関する事務に従事する。
理療専門員	上司の命を受け、担任の理療等に関する専門的業務に従事する。
指導医療検査専門員	上司の命を受け、担任の医療検査等に関する専門的業務に従事するとともに、医療検査専門員等の指導等に関する事務に従事する。
医療検査専門員	上司の命を受け、担任の医療検査等に関する専門的業務に従事する。
指導主任保健師	上司の命を受け、担任の保健指導に関する専門的業務に従事するとともに、主任保健師等の指導等に関する事務に従事する。
主任保健師	上司の命を受け、担任の保健指導等に関する専門的業務に従事する。
指導主任助産師	上司の命を受け、担任の助産等に関する専門的業務に従事するとともに、主任助産師等の指導等に関する事務に従事する。
主任助産師	上司の命を受け、担任の助産等に関する専門的業務に従事する。
指導主任看護師	上司の命を受け、担任の看護に関する専門的業務に従事するとともに、主任看護師等の指導等に関する事務に従事する。
指導主任准看護師	上司の命を受け、担任の看護に関する専門的業務に従事するとともに、主任准看護師等の指導等に関する事務に従事する。
主任看護師 主任准看護師	上司の命を受け、担任の看護に関する専門的業務に従事する。
業務主任	上司の命を受け、担任の業務に従事する。

別表第 7（第 16 条関係）

職名	職務
主事	上司の命を受け、事務に従事する。
技師	上司の命を受け、技術に従事する。
社会福祉主事	上司の命を受け、社会福祉法で定める担任の業務に従事する。
精神保健福祉士	上司の命を受け、精神保健福祉法で定める担任の業務に従事する。
公認心理師	上司の命を受け、公認心理師法で定める担任の業務に従事する。
薬剤師	上司の命を受け、医事、薬事等に関し、それぞれ法令で定める担任の業務に従事する。
獣医師	
管理栄養士	
栄養士	
診療放射線技師	
臨床検査技師	
衛生検査技師	
臨床工学技士	
歯科衛生士	
歯科技工士	
保健師	
助産師	
看護師	
准看護師	
理学療法士	
作業療法士	
視能訓練士	
言語聴覚士	
司書	上司の命を受け、事務局総務課情報推進室の専門的事務に従事する。
電子顕微鏡操作員	上司の命を受け、電子顕微鏡の操作に関する業務に従事する。
守衛	上司の命を受け、庁内の警備及び保全に関する業務に従事する。
ボイラー技士	上司の命を受け、汽かんの操作管理及び修理に関する業務に従事する。
技能員	上司の命を受け、解剖等の業務に従事する。
看護助手	上司の命を受け、看護の補助業務に従事する。
研究補助員	上司の命を受け、研究の補助業務に従事する。